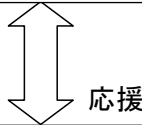


1 第1次対応（不審者発見時の対応）



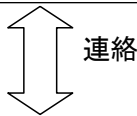
【発見者】

- 大きな声を出し、近くの職員に応援を依頼するとともに、校長・副校長への連絡を依頼する。
- 児童の安全を確保（避難・誘導・応急処置）する。
- 不審者へ対応（現場近くの複数人で対応）する。



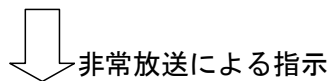
【近くの職員】

- ※校長、副校長への連絡と負傷者がある場合、養護教諭への連絡
- 大きな声を出し、非常ベルを鳴らす
- 児童の安全確保（避難・誘導・応急処置）
- 防火扉等を利用し、不審者と児童を遮断する



職員室・事務室

- 侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
- 非常通報装置を押す（学校110番）
- 非常放送（児童の避難・誘導指示）
- 現場の情報収集を行う
- ※養護教諭への連絡 ※医療機関への連絡
- ※警察への連絡 ※教育委員会への連絡



各教室の対応（児童の安全確保）

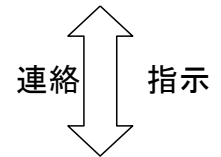
- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ2次避難をする。
- 児童の避難・誘導（学級担任・専科）

負傷者

- 応急手当
養護教諭
※医療機関へ
連絡付き添い

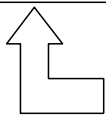
警察

校長・副校長
在職員室教員
事務職員



- 教育委員会
- ・対応指示
 - ・応援

- 避難場所**
- 体育館、
校庭、
その他
校長が指示
する場所



※警察への通報

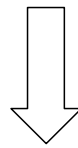
通常は、葛西警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

2 第2次対応（事件直後の対応）

《緊急対策会議（運営委員会）》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示

- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 児童の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡 □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡 □ マスコミへの対応



《救急措置》

- 応急処置
（発見者・養護教諭等）
- 医療機関への搬送、
連絡調整
（養護教諭）
- 負傷者の人数・氏名・
程度等の把握
（養護教諭）
- 負傷した児童の
保護者への連絡・対応
（副校長、学級担任）

《児童管理》

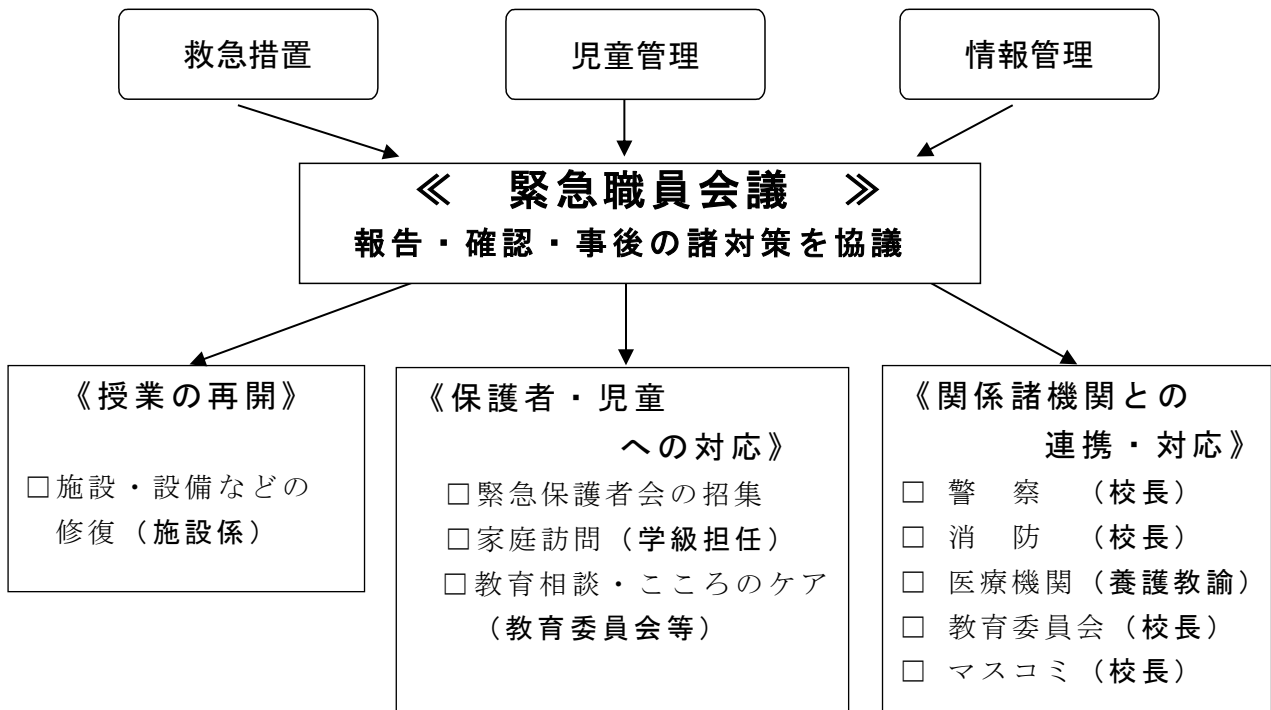
- 児童の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡し
の指揮
（生活指導主任）
- P T Aとの連絡
（副校長）
- 保護者への連絡（連絡メ
ール）
（各学級担任）
（情報推進リーダー）

《情報管理》

- 情報収集・状況の
把握・伝達・記録
（教務主任）
- 警察・教育委員会・
マスコミへの対応
（校長）
- 保護者・地域への対応
（副校長）

※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておくものとする。

3 第3次対応（事件後の対応・措置）



4 児童の避難誘導

1 教職員の誘導體制

副校長 (又は主幹)	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任 授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留児童の確認・誘導

2 発見時間及び場所による避難誘導

授業中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休み時間	原則として、学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

5 教職員等の主な役割

※発見者…大きな声を出し、近くの職員に応援を求め、複数人で対応。

児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担当	主 な 役 割
総指揮	校長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通報 連絡	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの 連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
	教務主幹（主任）	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、 緊急保護者会の企画
避難 誘導	生活指導主幹（主任）	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、 下校や集団下校・引渡しの指揮、 状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
	学級担任	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、 学級の児童の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防御	授業のない教諭	不審者への対応、施設設備の修復、 担任不在の学級への援助、児童の安全確保
救護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添 健康状態の把握、心のケア

6 その他の対応＜緊急時の連絡体制＞

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、随時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

緊急通報マニュアル

1 警察を要請する場合（不審者等）

◎ 「110」または「3687-0110（葛西警察署）」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立西葛西小学校です。」

「住所は江戸川区西葛西3-9-44」

「電話番号は、03-3686-7640」

「状況は_____、不審者の状況は_____、

刃物等は_____、けが人は_____名、

2 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・ 「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立葛西小学校です。」

「住所は江戸川区西葛西3-9-44です。」

「電話番号は、03-3686-7640です。」

「けが人(病人)は○年生、男子(女子)○名」

「症状、けがの状態は_____」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

不審者侵入防止のための3段階のチェック体制

段階	具体的な方策
① 校門	<ul style="list-style-type: none"> ・施錠担当職員が、児童の登校時間開始時刻に校門を解錠し、登校時間終了時刻に、施錠する。 ・施錠担当職員が、児童の下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時刻に施錠する。 ・児童は校門から登校し、来校者や保護者は校門横の通用口を使って出入りする。 ・児童は遅刻や早退の場合、正門横の通用口から出入りする。 ・通用口は常に電子錠で施錠し、カメラ付きのインターフォンを使って教職員が名前や用件を確認してから解錠する。 ・登下校時間を保護者と児童に周知し、遵守させる。
② 校門から校舎入口	<ul style="list-style-type: none"> ・通行場所と校庭の間には網のフェンスを設置し、簡単に校庭に侵入できないようにするとともに、死角を排除する。 ・校門から校舎入口の通行場所には4台の防犯カメラを設置している。
③ 校舎への入口	<ul style="list-style-type: none"> ・主事室受付にて、受付表への氏名と用件の記入を求める。 ・保護者には、カードホルダーに入れた保護者カードを年度初めに配布し、来校の際には首から下げるよう求める。また、保護者の自家用車による来校は禁止とする。 ・一般来校者にはカードホルダーに入れた来校者カードを受付に貸与し、首から下げるよう求める。 ・始業前、放課後に校内を巡視する。休み時間は、看護当番の教員が、校庭と校舎内を巡視する。 ・教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には来校者カードや保護者カードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心掛ける。